



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

いじめ・不登校
リーフレット

VOL.4

教職員だからこそ気づける
児童虐待のサイン

教職員のための

児童虐待対応リーフレット

鳥取県教育委員会事務局
いじめ・不登校総合対策センター

令和2年2月

1 学校・教職員の役割・責務について

早期発見
早期対応

速やかな通告
情報提供

法に則った迅速で
適切な対応

<法に基づく対応の必要性>

- ①学校及び教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めること（児童虐待防止法第5条1項）
- ②児童虐待を受けたと思われる子どもについて、市町村又は児童相談所に通告すること（児童虐待防止法第6条1項）
※通告は守秘義務違反にあたらない（児童虐待防止法第6条3項）
- ③児童虐待の予防・防止や児童虐待を受けた子どもの保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（児童虐待防止法第5条2項）
- ④学校は、子ども及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めること（児童虐待防止法第5条3項）



※虐待対応マニュアルP.16参照

2 児童虐待を疑うための3つの「異変・違和感」

子どもの異変・違和感

- 不自然な傷、あざ
- 不自然な説明
 - ・コロコロ変わる説明
 - ・理由の不明確な遅刻や欠席
- 不自然な表情
 - ・おびえる表情、表情が乏しい
- 不自然な行動・関係
 - ・保健室への頻繁な出入り
 - ・大人への反抗的な態度
 - ・他者へのいじめ
 - ・過度なスキンシップ
 - ・家に帰りたがらない

虐待発見の入り口は
『何か変』と気づく
教職員の感覚です

保護者の異変・違和感

- 不自然な説明
 - ・子どもの家での様子を具体的に語らない
- 不自然な表情
 - ・硬い表情
 - ・イライラしている表情
- 不自然な行動・関係
 - ・家庭訪問を嫌がる
 - ・懇談のキャンセルが多い、来ない
 - ・人前で子どもを厳しく叱る、叩く
 - ・連絡が取りにくい
 - ・「キレた」ような抗議をしてくる

全般的な異変・違和感

- 説明できない不自然なケガが多かったり、ケガを繰り返したりする
- 体育や身体測定のとくによく欠席する
- 低身長や低体重であったり、体重減少が見られたりする
- 親の前での態度や表情が不自然で、親がいなくなると急に表情が晴れやかになる
- 子どもの具合が悪くなったことなどで保護者に連絡しても、保護者が緊急性を感じていない様子がある

※虐待対応マニュアルP.22参照

3 学校における対応の流れ ～通告まで～

虐待の気づき・早期発見

※虐待対応マニュアルP.20～22、P.26参照

- ・日常の観察による子ども、保護者、家庭状況の把握
 - ・健康診断、水泳指導、教育相談、アンケート等による早期発見
 - ⇒ 子ども・保護者・全般的な状況についての異変・違和感
 - ⇒ チェックリストの活用（該当箇所が複数）
- ※児童虐待のサイン（「何かいつもと違う!」「どこか不自然だ!」）を見逃さない。

☆ポイント☆

- 「疑い」の気持ちを誰かに相談し、問題を表面化することが重要。
- 子どもから聴き取る際は、**学校関係者はあまり踏み込んだ聴取や度重なる質問は避ける。**

直ちに管理職へ報告・相談

※虐待対応マニュアルP.23、24、26参照

- ・一人で抱え込まずに、速やかに管理職へ報告・相談する。
- ・チームとしての対応、早期対応（情報収集・共有、対応検討）

☆ポイント☆

- 管理職が先頭に立ち、子どもの安全を守る体制をつくる。**
- 客観的な事実を正確に記録し情報を整理する。**

校内虐待対応会議での協議

※虐待対応マニュアルP.26、27、28、29参照

（校内虐待対応会議のメンバー例）
管理職、養護教諭、学級担任、学年主任、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

- ・緊急を要する場合（下部を参照）
- ・市町村と連絡が取れない場合（夜間等）

☆ポイント☆

- 法に則った迅速で適切な対応を行う。**
 - ・**通告の義務**（児童虐待防止法第6条1項）
 - ・**守秘義務の解除**（児童虐待防止法第6条3項）
- 保護者との関係よりも**子どもの安全を優先する。**
- 関係機関（市町村または児童相談所）と連携する。**

通告

※いずれの場合も、通告と同時に教育委員会にも連絡します。

通告

市町村
（虐待対応担当課）

児童相談所

学校における保護者からの要求への対応

- 1 一時保護時における保護者からの問い合わせや要求への対応
- 2 威圧的、拒絶的な態度をとる保護者への対応
- 3 不満から子どもを学校等に通学（園）させない場合の対応
- 4 保護者から通告元情報に関する要求があった場合の対応

※虐待対応マニュアルP.41参照

【緊急を要する場合】

- ①明らかに外傷があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関するネグレクトがあると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④子どもが帰りたくないと言った場合（子ども自身が保護・救済を求めている場合）

4 児童虐待に関するQ & A

Q1

虐待の疑いがあったときに、「通告」することになっていますが、家庭のプライバシーを「密告」するような抵抗感があり、親との今後の関係を考えると頭ではわかっているけど、簡単には踏み切れない思いや迷いがあります。



A1

虐待をしている保護者のほとんどは、子育てがうまくいかず、悩んだりイライラしたりしています。また、虐待の背景に、親の生育歴や家庭の経済状況などの要因が複雑に絡んでいることもあり、親がたくさんの悩みを抱え込んで、誰にも相談できずにいる場合もあります。

「通告」とは、親の虐待行為を市町村、児童相談所等に連絡することで、子育てで支援が必要な親や家庭について、専門の相談機関に「この親（家庭）への子育て支援に、手を貸してもらえませんか。」と援助を求めることだと考えてみてはどうでしょうか。

Q2

虐待かどうかわかりにくく、この程度で通告すべきかなのかどうか悩んでしまいます。



A2

教職員が虐待の確証を探する必要はありません。通告をする際に、虐待を疑った理由（状況）を伝えることだけで十分です。

通告を受けた市町村の虐待対応担当課や児童相談所は、様々な調査を実施し、その結果によっては、虐待が判明することもあります。虐待以外の理由で子ども自身が葛藤やストレスを感じていることがわかるかもしれません。

※虐待対応マニュアルP.44～46参照

もしものために ～地域の連絡先等を記載してください～

【児童相談所の連絡先】 ※児童相談所 全国共通ダイヤル「189」

中央児童相談所 0857-23-6080

倉吉児童相談所 0858-23-1141

米子児童相談所 0859-33-1471

【市町村（虐待対応担当課）】 ※自校の市町村（虐待対応担当課）の電話番号を確認しておきましょう。

((_____) 課 【TEL】 _____)

(その他)

児童家庭支援センター (【TEL】 _____)

警察 (_____ 警察署 _____ 課 【TEL】 _____)

編集

鳥取県教育委員会事務局

いじめ・不登校総合対策センター

TEL 0857-28-2362

FAX 0857-31-3958

<http://www.pref.tottori.lg.jp/ijimefutoukou/>



子ども虐待防止
オレンジリボン運動